# 休業手当支給の要否に関する簡易チェックリスト（R2.4.28時点）

© グロース法律事務所　2020.4.28　弁護士　谷川　安徳

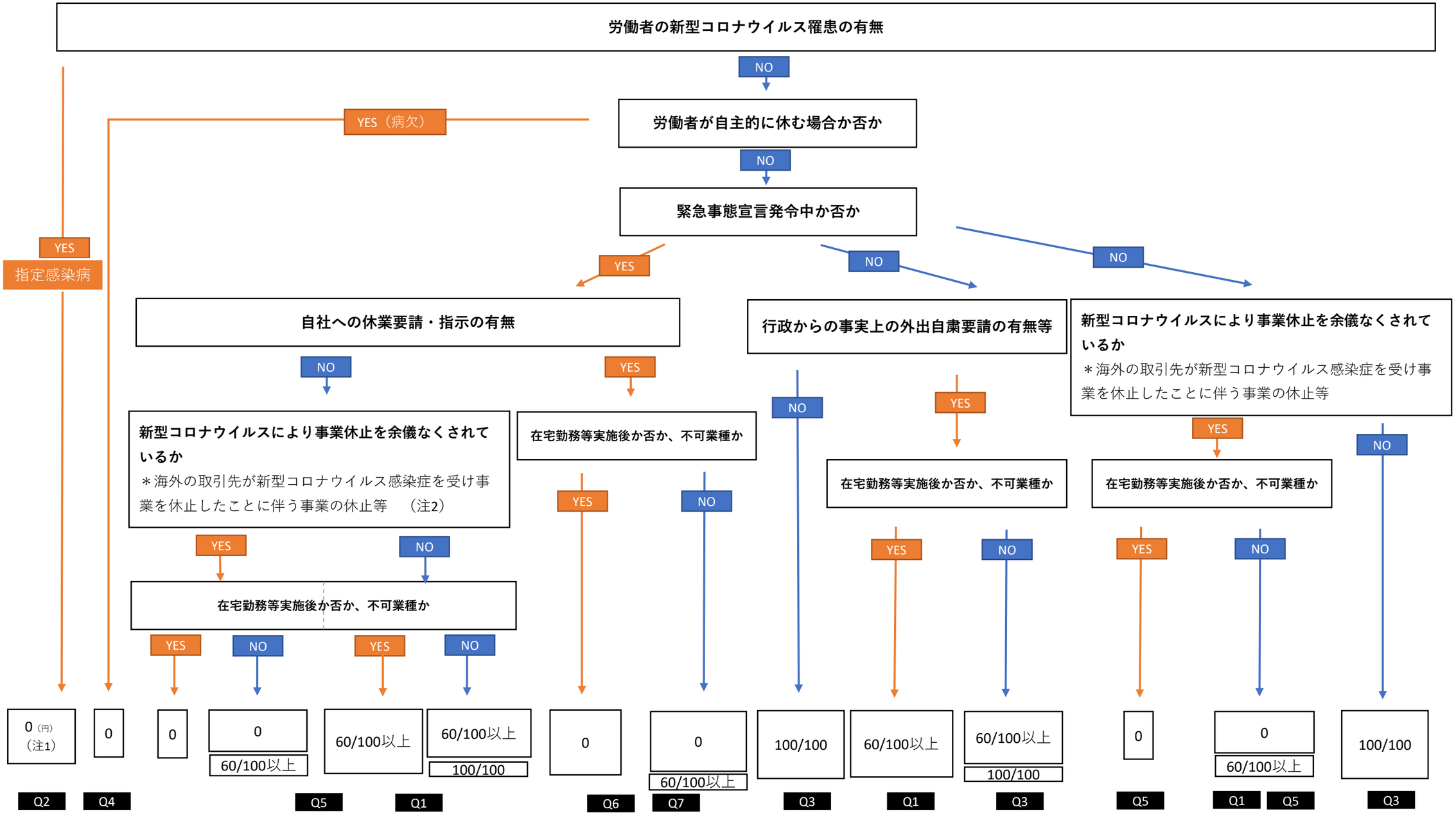


**「Q」は、厚労省HP（R2.4.28時点版）「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」の「4　労働者を休ませる場合の措置」のQに主に対応する内容を示しています。**

注1　被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。
　具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の３分の２について、傷病手当金により補償されます

注2　当該取引先への依存の程度、他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力が判断要素として示されています。

全般　60／100は労働基準法第26条、100／100は民法第536条第2項を根拠としています。特別休暇の有無、休業手当についての就業規則の定め方等によって、0あるいは60／100以上とする場合でも、異なる支給が求められる場合があります。
本チャートはあくまで一つの見解であり、検討の便宜の為の早見表です。**使用者側・労働者側いずれの立場においても、労使における十分な話し合いを基本とすべきと考えます。**